

**累積赤字
約19億円**
うるま市の

国民健康保険制度があぶない！

国民健康保険課
973-3202

国民健康保険（以下、国保）は病気や怪我等、いざというとき安心して医療を受けるために国保加入者が納める国保税を主な財源とした助け合い（ユイマール）の制度です。

しかしながら、現在、うるま市国保は国保税の収納率の低下や、医療費の増大などにより厳しい財政運営が続いており、平成21年度決算で約19億円もの巨額の累積赤字を抱える危機的な状況となっています。（表1参照）

表1：年度別国保特別会計決算状況（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入総額	15,572,147	15,299,746	16,492,772
歳出総額	16,863,115	17,387,478	18,452,439
差引額	△1,290,968	△2,087,731	△1,959,667

うるま市国民健康保険 収納対策緊急プラン

うるま市では「うるま市国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定して、国保税の未納者に対する指導を強化しています。国保税の未納がある方は、納期内に納付していただくようお願いいたします。
収納対策緊急プラン（抜粋）

滞納状況の解消

1. 窓口相談、職員・徴収嘱託員による訪問指導及び広報等により他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
2. 年4回の徴収催告を行い、納付の勧奨を行う。
3. 未申告者のリストを作成し、徴収嘱託員の訪問や、窓口来所時に申告の指導を行う。

徴収方法の改善等

1. 年2～3回徴収強化月間を設け、夜間訪問徴収と納付指導を行う。
2. 期間を定めて、平日役所に来られない市民のために、土・日の相談窓口を開設する。
3. 徴収嘱託員の訪問指導や広報等により、口座振替の勧奨を行う。
4. 国保税滞納徴収対策係を設置し、滞納整理に取り組む。
5. 月1回休日訪問徴収を実施する。

滞納処分の実施

1. 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住を確認するとともに、転出者の財産調査を行う。
2. 長期滞納者については、財産調査等を行う。
3. 財産の差押え（預貯金、給与、国税還付金、軍用地料等）を実施していく。

Q1 なぜ赤字なの？

A1 大きな原因として医療費の伸び、国保税の収納率の低下に伴う国からの補助金の減額などがあります。

Q2 国からの補助金の減額って何？

A2 国から交付される補助金も、国保税と同じく国保制度を支える大切な財源のひとつです。その補助金が満額交付されるためには国保税の収納率が91%以上あることが条件となっています。しかしながら、うるま市の平成20年度収納率は87.76%にとどまったため、平成21年度に交付される補助金が約7%、金額にして約

1億7千万円が減額されています。（表2参照）

国保加入者の皆様に確実に納付していただき、91%以上の収納率を達成すると補助金は減額されません。国保制度を維持するためにも、納期内納付についてご協力をよろしくお願いします。

Q3 どうしても納期内に納付が困難なときは？

A3 お早めに市役所、国民健康保険課にご相談ください。

表2：調整交付金の減額（単位：千円）

年度	減額された金額
平成19年度	106,783
平成20年度	151,238
平成21年度	172,589